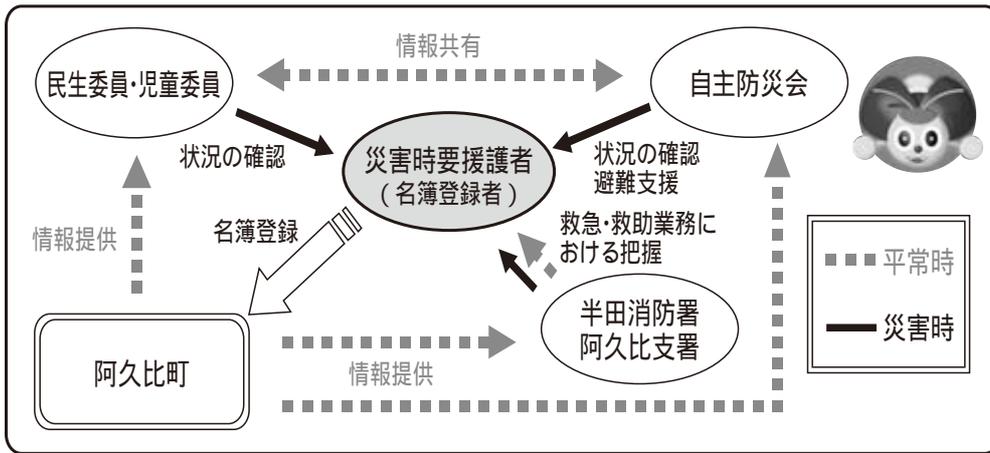


行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は ☎(48)7030 へ問い合わせてください。最新のメッセージを聞くことができます。



防災への意識改革

106

安全で住みよいまちづくり
ニュース

防災交通課 ☎(48)111 (内208)

災害時要援護者登録制度 Q&A

災害時要援護者登録制度について、問い合わせの多かった内容をまとめました。

Q 介護認定が要介護一以下のため対象者に該当しません。制度を利用したいので登録申請はできませんか
A 要綱で要援護者の定義を定めています。
基本的に単独では行動するのに困

難で、日常的に身の回りの生活においても何らかの支援を必要とする方です。
一人でも多くの方に必要な支援ができればと考えていますが、要介護三以上」という定義についても、介護の程度はさまざまであり、同じ等級でも介助に差があります。また、家族が昼間不在など、取り巻く環境もさまざまです。

名簿(情報)を提供していただける方については、各自自主防災会などの支援をできるだけ広く受け入れられるよう、町としても考えています。

Q 施設に入所中です。申請は必要ですか。
A 施設に入所された方は、施設の支援が受けられると考えられます。現在入所中の旨を記載して申請していただくか、施設を退所し、自宅に戻られた時に申請をしてください。申請の提出に期限はありません。

Q 高齢者世帯で現在は、必要ありませんが、将来は地域の支援をお願いしたいと考えています。今から名簿登録をしなければなりませんか。
A 名簿申請は随時受け付けています。必要になったときに申請してください。

Q 名簿に登録されない場合、災害時に安否確認などをされずに取り残されてしまいますか。
A 被災者の安否確認、避難誘導は、町災害対策本部が中心となって、地域の自主防災会などの協力を得て実施します。しかし、災害発生直後に最も頼りになるのが、近隣住民の皆さんであり、地域のコミュニケーションが大切です。全町民の安否確認が必要と考えますが、過去の災害では、逃げ遅れや危機が迫っている状況が把握できないなど、要援護者が被災する事例が多く見られます。要援護者の安否確認を最優先に行うために、「災害時要援護者登録制度」を設けました。

Q 名簿に登録をすれば必ず助けてもらえますか。
A 災害時には、支援者もどのような事態に遭遇するかは分かりませんが登録したから、災害時に必ずあなたのもとへ助けに来るとは限りませんが、平常時から災害への備えと、周りの人々と良い関係をつくるよう努力していただくことも大切です。

Q 自主防災会はどのような支援をすればよいでしょうか。
A 災害時の支援を円滑に行うためには、平常時からのコミュニケーションが大切です。災害時に初めて登録者宅を訪れても、面識が無ければお互いがスムーズに行動できません。平常時に地域の民生委員・児童委員と協働で登録者と面識を作ってください。

Q 名簿に登録されない場合、災害時に安否確認などをされずに取り残されてしまいますか。
A 被災者の安否確認、避難誘導は、町災害対策本部が中心となって、地域の自主防災会などの協力を得て実施します。しかし、災害発生直後に最も頼りになるのが、近隣住民の皆さんであり、地域のコミュニケーションが大切です。全町民の安否確認が必要と考えますが、過去の災害では、逃げ遅れや危機が迫っている状況が把握できないなど、要援護者が被災する事例が多く見られます。要援護者の安否確認を最優先に行うために、「災害時要援護者登録制度」を設けました。